



定 款

一般社団法人未来マトリクス

一般社団法人 未来マトリクス 定款

第1章 総則

第1条(名称)

当法人は、一般社団法人未来マトリクスと称する。

第2条(事務所)

当法人は、主たる事務所を名古屋市東区泉一丁目21番27号泉ファーストスクエア8階におく。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第3条(目的及び事業)

当法人は、人々が持つ潜在的なニーズの一つである“共感・助け合い”を切り口としたモノづくりプロセス(共感工学)の体験・実践を通して、学生と企業がそれぞれ持つ垣根にしばられずパートナーとなってアイデアを実現できる機会・場を提供することで、学生の社会的存在価値を高めるとともに、産業の振興に寄与することを目的とする。

その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生と企業がアイデアの実現に向けてパートナーとなるための産学連携教育・研究
- (2) アイデアの実現に必要なスキル向上を含む各種イベント・セミナーの開催
- (3) イベント・セミナー等で生まれたアイデアの実現に必要なネットワークの構築
- (4) イベント・セミナー等で生まれたアイデアの実現に必要な研究開発・調査研究
- (5) 上記(1)・(2)・(3)・(4)で得られた成果・情報の発信及び市民に対する啓発活動
- (6) その他前各号に記載した事業に関連した目的を達成するために必要な事業

第4条(公告の方法)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第5条(機関の設置)

当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事
- (3) 事務局

第2章 会 員

第6条 (法人の会員構成)

当法人の会員構成は、正会員、賛助会員（以下、「会員等」という。）をもって構成する。

（1）正会員：当法人の目的に賛同し入会した個人、法人又は団体

（2）賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 前各号以外の必要な事項は、理事会の決議をもって定める。

第7条 (入会等)

当法人の会員等になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員等は、前項の入会申込書の記載事項に変更があったときは、理事長に対し、その変更の内容を書面にて速やかに届け出なければならない。

第8条(入会金及び会費並びに経費)

当法人の会員等として入会を認められた者は、理事会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 3 当法人の会員等は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

第9条(会員の権利義務)

当法人の会員等は、当法人の定款及び規程に定めるところにより、権利を有し、義務を負う。

第10条 (任意退会)

当法人の会員等は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第11条 (除名)

当法人の会員等が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員等を除名することができる。

（1）会費を1年以上滞納したとき。

（2）当法人の会員としての義務に違反したとき。

（3）当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為のあったとき。

第12条 (退会事由)

前2条の場合のほか、当法人の会員等は、次のいずれかに該当するに至ったときに退会する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の当該審判が確定したとき。
- (4) 団体又は法人たる会員等が解散したとき。
- (5) 破産手続開始その他の法的倒産手続を自ら申し立て又は申し立てられたとき。
- (6) 入会金の納入が期日までなかったとき。

第13条 (除名、資格喪失等に伴う権利及び義務)

当法人の会員等が、退会（除名処分を含む）したときは、当法人に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、除名処分を受けた者の再入会はこれを認めないものとする。

第3章 社員総会

第14条 (構成)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、正会員をもって構成する。
なお、この社員総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

第15条 (権限)

社員総会は、次の事項について決議することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項
- (10) 前各号の他、一般法人法に規定する事項又は定款で定めた事項

第16条 (開催)

定時社員総会は、毎事業年度の末日の翌日から6か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合には、いつでも開催することができる。

第17条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第18条（招集手続）

社員総会を招集するには、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、社員総会の日の一週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第19条（社員総会の議長）

定時社員総会の議長は、理事長とし、臨時社員総会の議長は、当該社員総会において出席社員の互選で選出する。

第20条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第21条（決議）

社員総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - （1）会員等の除名
 - （2）役員解任（監事を解任する場合に限る。）
 - （3）定款の変更
 - （4）解散
 - （5）残余財産の帰属
 - （6）前各号の他、一般法人法に規定する事項

第22条（決議等の省略）

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、社員総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁

的記録を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第23条（議決権の代理行使）

社員は、当法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、社員又は代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

第24条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 議長及びその社員総会で選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第25条（会員への通知）

社員総会における議事の経過の要領及び決議した事項は、全会員に通知するものとする。

第4章 役員等

第26条（役員の数）

当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、当法人の代表権をもつ者とする。

第27条（役員の選任）

理事及び監事は、正会員たる個人、法人及び団体の役員又は使用人のうちから、社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事のうち3名以内は、正会員たる個人、法人及び団体の役員又は使用人でない者を選任することができる。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総

数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 本項(3)から(5)号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

第28条(職務)

理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の職務を執行する。
- 3 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告のため、必要があるときは、理事会を招集すること。

第29条(役員の任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての職務を行う権利義務を有する。

第30条(責任の一部免除又は限定)

当法人は、理事又は監事の一般法人法111条第1項に定める賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を

控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第31条（特別職）

当法人は、特別職として顧問を1名以上置くことができる。

- 2 特別職は、当法人の運営事項について理事長の諮問に応じるものとし、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 特別職に関する必要な事項については理事会の決議をもって定める。

第5章 理事会

第32条（構成）

理事会は全ての理事をもって構成する。

第33条（権限）

理事会は次の職務のほか、法令及び本定款で定める職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 事業計画及び予算の決定
 - (4) 理事長、その他業務執行理事の選定及び解職
- 2 前項第2号に定める職務の執行にあたって、代表理事である理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、その職務の執行の状況を理事会に報告する。

第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。但し、理事長以外の理事から理事会の目的たる事項を示して請求のあった場合又は監事から招集の請求があった場合には、理事長は、請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

第35条（招集手続）

理事会を招集するには、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第36条（議長）

理事会において理事長が議長となる。但し、理事長に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により他の理事が議長となる。

第37条（決議）

理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第39条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。但し、理事長の変更を行う理事会については、他の出席理事も署名又は記名押印する。

第6章 事務局

第40条（事務局等）

当法人の事務を処理するために、事務局を設置し、事務局長及び所要の職員をおくことができる。

- 2 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局長は、当法人の事務の総括を行う。
- 5 事務局長及び職員は有給とする。
- 6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

第41条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、理事長が編成し、理事会の

決議及び社員総会の承認を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も、同様とする。

第42条(事業報告及び収支決算)

当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後6月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員等の名簿を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 当法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の決議及び社員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を翌年に繰り越すものとする。

第43条(剰余金の分配の制限)

当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第44条(新たな義務の負担等)

収支予算で定めるものを除き、当法人が新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

第45条(事業年度)

当法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 定款の変更及び解散

第46条(定款の変更)

本定款を変更するときは、第21条第2項の決議をもって行うものとする。

第47条(解散)

当法人は、社員総会の決議又は法令で定められた事由により解散する。

- 2 前項に定める社員総会の決議は、第21条第2項の決議をもって行うものとする。

第48条（残余財産の帰属）

前条の定めにより清算する場合において、当法人が有する残余財産は、第21条第2項の決議をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）により認定された類似の事業を目的とする公益社団法人、若しくは名古屋市に贈与するものとする。

第9章 附 則

第49条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

第50条（書類及び帳簿の備置き等）

当法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備え置かなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備え置いたときは、この限りではない。

- （1）定款
- （2）会員等の名簿
- （3）役員及び職員の名簿及び履歴書
- （4）財産目録
- （5）資産台帳及び負債台帳
- （6）収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- （7）理事会及び社員総会の議事に関する書類
- （8）官公署往復書類
- （9）収支予算書及び事業計画書
- （10）収支決算書及び事業報告書
- （11）貸借対照表
- （12）正味財産増減計算書
- （13）その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項の（1）乃至（5）、（7）及び（9）乃至（12）の書類は永年、同項（6）の帳簿及び書類は10年以上、同項（8）及び（13）の書類及び帳簿は1年以上それぞれ保存しなければならない。

第51条（設立時社員）

当法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|--------------------|
| 住 | 所 | 福岡県福岡市南区長丘2丁目2番11号 |
| 氏 | 名 | 藤岡定 |

住 所 東京都江東区亀戸3丁目53番3号 キャトルメゾンC
氏 名 岩井順子

第52条 (設立時役員)

当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

| | | | | | |
|-------|-----|------|-------|-----|------|
| 設立時理事 | 氏 名 | 藤岡定 | 設立時理事 | 氏 名 | 岩井順子 |
| 設立時理事 | 氏 名 | 三宅直也 | 設立時理事 | 氏 名 | 牧野隆広 |
| 設立時理事 | 氏 名 | 石島寿道 | 設立時理事 | 氏 名 | 大森未也 |
| 設立時監事 | 氏 名 | 山中英嗣 | | | |

設立時代表理事 住 所 福岡県福岡市南区長丘2丁目2番11号
氏 名 藤岡定

第53条 (定款に定めのない事項)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人未来マトリクス 設立に際し、設立時社員 藤岡定、岩井順子 の定款作成代理人である 司法書士法人名南経営 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成27年5月13日

上記設立時社員 藤岡定、岩井順子の定款作成代理人

名古屋市中区錦二丁目4番15号

司法書士法人名南経営

代表社員 荻野恭弘